

○給料の調整額に関する規則の運用について

(昭和28年10月17日岡人委第758号通知)

(沿革)

昭和33年12月26日第524号	昭和35年7月8日第346号
昭和36年4月14日第328号	昭和39年5月1日第76号
昭和39年12月25日第530号	昭和43年4月1日第7号
昭和45年12月23日第411号	昭和47年7月18日第165号
昭和48年5月11日第83号	昭和49年3月19日第503号
昭和54年12月28日第198号	昭和63年4月26日第42号
平成6年4月1日第9号	平成8年4月1日第1号
平成9年4月14日第16号	平成11年4月1日第4号
平成15年4月1日第7号	平成17年4月1日第193号
平成18年3月24日第186号	平成19年3月30日第210号
平成19年3月30日第229号	平成22年3月30日第190号
平成25年4月9日第9号	平成25年5月17日第37号
令和2年7月7日第103号	令和5年3月31日第350号 改正

- 一 給料の調整額は、給料の一部であり、地域手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、期末手当、勤勉手当及び岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）第18条の勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる。
- 二 退職手当、恩給、死亡賜金並びに共済組合掛金及び給付の計算において、調整額を加えたものをもってその基礎となる「給料」とする。
- 三 給料の調整額に関する規則（昭和32年岡山県人事委員会規則第13号。以下「規則」という。）別表第1の「特別支援学級」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第5条の規定により、岡山県教育委員会の認可を受けたものをいう。
- 四 規則別表第1の高等技術専門校の調整数2が支給される「専ら職業指導に従事する職員」には、職業指導の一環として専ら知的障害者の生活指導に従事する職員を含む。
- 五 規則別表第1の保健医療部保健医療課の調整数2が支給される職員には、保健医療部保健医療課に所属する職員のうち、他の地方公共団体に派遣され、当該団体において専ら職員欄の（1）のイ又はロに掲げる業務に従事する職員（以下「派遣職員」という。）で管理職手当の支給を受ける職員以外のものを、調整数1が支給される職員には、派遣職員のうち管理職手当の支給を受ける職員を含む。
- 六 規則別表第1の児童相談所の調整数2が支給される職員には、総務部人

事課に所属する職員のうち、他の地方公共団体に派遣され、当該団体において同表の職員欄に掲げる業務に従事する職員を含む。